

琉球大学研究基盤センター受託試験取扱要項

平成28年11月16日
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、琉球大学研究基盤センター利用規程第3条第2項に基づき、琉球大学研究基盤センター（以下「センター」という。）における受託試験に関し、必要な事項を定める。

(受入条件)

第2条 受託試験は、琉球大学（以下「本学」という。）の教育・研究に支障がない場合に限り受け入れるものとする。

(受託試験の項目)

第3条 受託試験の項目は、別に定めるものとする。

(受託試験の依頼)

第4条 受託試験を依頼しようとする者は、研究基盤センター長（以下「センター長」という。）に、所定の受託試験等依頼書を提出する。

2 前項の依頼をした者（以下「依頼者」という。）は、受託試験等依頼書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を遅滞なくセンター長に申し出て、所定の手続を行わなければならない。

(受託試験の実施及び試験試料の取扱い)

第5条 受託試験の実施及び試験試料の取扱いに関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) センターは、次に掲げる依頼者の受ける損害に対して、一切の責任を負わない。

ア 天災等やむを得ない事由により、受託試験を中止したことにより生じた損害

イ 提出された試験試料に生じた損害

ウ 依頼者が得られたデータ等を使用することにより生じた損害

(2) センター長が必要と認めたときは、試験試料の再提出を求めることができる。

(3) 試験試料の搬入及び搬出は、原則として依頼者が行うものとする。

(4) センター長は、依頼者の利用目的や試験試料等が不適切と判断したときは、受け入れを拒否することができる。

(依頼者への通知)

第6条 センター長は、第4条第1項に規定する依頼に対し、センターでの受託試験実施の許否を決定し、依頼者にその旨を通知する。

2 センター長は、当該受託試験が終了したときは、その結果を受託試験結果報告書（様式任意）により、通知する。

(受託試験の料金)

第7条 前条第1項の規定により許可を受けた依頼者は、国立大学法人琉球大学料金規程に定めるところにより、受託試験に係る試験料を納めなければならない。

(機密保持)

第8条 センターは、受託試験の実施により得られたデータ及び知り得た情報について、依頼者の書面による同意がない限り公開しない。ただし、公知の事実、当該受託試験の実施前からセンターが保有していた情報及び正当な権利を有する第三者から入手した情報についてはこの限りではない。

2 依頼者は、データの外部への公表において、大学名を使用してはならない。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りではない。

3 前項に反して、学外に公表したことで本学が受けた被害及び損害については、依頼者が賠償するものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、受託試験の実施に必要な事項は、センター長が別に定める。

(改廃)

第10条 この要項の改廃は、研究基盤センター運営委員会の議を経てセンター長が行う。

附 則 (平成28年11月16日)

1 この規程は、平成28年11月16日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

2 琉球大学機器分析支援センター受託試験等取扱要綱(平成18年4月1日制定)は廃止する。

附 則 (令和2年7月27日)

この要項は、令和2年7月27日から実施する。